

空き家バンクに物件登録される皆さまへ

このたびは村上市空き家バンク事業にご協力いただき、ありがとうございます。
空き家バンクへ登録するにあたり、ご確認いただきたい点をまとめましたのでご覧ください。

次の事項をご確認ください

1 登録する空き家の土地および建物の所有権（登記）の整理はお済みですか。

不動産取引（売買）を行うためには、土地および建物の所有権（登記）を整理（相続、抵当権など）しておく必要があります。整理できない場合は、不動産取引が行えないことから、空き家バンクに登録できませんので、あらかじめご確認ください。

2 登録する空き家は不動産業者等に取引を依頼していない物件ですか。

すでに不動産業者等に取引を依頼している物件については、空き家バンクに登録できませんのでご注意ください。

3 現地調査で建物を調査した結果、登録をお断りする場合があります。

空き家バンクでは、空き家をそのまま活用し、居住していただくことを前提としております。そのため、**登録できる建物は「小規模な修理等で居住が可能と判断されるもの」**と定めております。

空き家の現地調査で建物を調査した結果、登録をお断りする場合がありますのでご了承ください。

4 安心して不動産取引を行うため、不動産会社が交渉や売買契約の仲介を行います。

市では、所有者・購入者の皆さまが安心して不動産取引を行うため、（社）新潟県宅地建物取引業協会村上市支部と協定を結び、不動産取引の仲介を依頼しています。物件の登録申し込みがされた時点で担当業者を決め、見学の案内・交渉・売買契約までを担当していただきます。

空き家の現地調査について

後日、日程を調整し空き家の現地調査を行いますので、立会いをお願いします。

現地調査では、空き家バンクホームページ掲載に必要な写真撮影や間取り調査を行います。担当の不動産会社の方も同行します。

問い合わせ

村上市役所 市民課 自治振興室

TEL 0254-53-2111（内線 5110、5111）

E-mail jichi-j@city.murakami.lg.jp